

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：令和6年3月29日（令和6年（行情）諮問第364号）

答申日：令和8年3月4日（令和7年度（行情）答申第960号）

事件名：発達障害者支援法に係る国会審議の内容が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4354号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第2号」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、「2 本件対象文書の特定について」記載の理由により開示した（原処分）ところ、審査請求人から、文書の特定に誤りがあるため原処分の取り消しを求めるとして審査請求がなされたところである。

#### 2 本件対象文書の特定について

請求内容の趣旨が一部明らかでない中、最も合致すると考えられる文書を特定して開示することとした。

#### 3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して開示する決定を行ったところであり、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月22日 審議
- ④ 同年2月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めていると解されるどころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件理由説明書（上記第3の2）において、請求内容の趣旨が一部明らかでない中、（本件請求文書に）最も合致すると考えられる文書を特定して開示することとした旨説明する。このことの詳細について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求内容に対し、請求内容が不明確である中で意図的に本件会議録（本件対象文書。以下同じ。）のみを特定した、あるいは候補となる文書が複数ある中で本件会議録のみを特定したといったことはなく、本件請求内容に該当する文書が本件会議録のみであったため、これを特定し、開示したものである。

国会の審議内容は、国会において速やかに会議録が作成された後、インターネット上に公開されることから、一般に文部科学省において、大臣その他の職員が国会において発言した場合であっても、その審議内容を記載した文書を文部科学省自ら作成し、保存することは稀である。例えば、文部科学省が主管官庁である政府提出法案について、国会において審議の回数が重ねられるといったような場合には、次回審議に備えて国会の審議内容の要旨を文部科学省において自ら作成する必要性が生じる可能性も考えられるが、そのようなケースは決して多くない。

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）は、政府提出法案ではなく超党派の議員立法により平成16年12月に成立した法律であり、主管官庁は、文部科学省ではなく厚生労働省である。このため、国会において作成される会議録とは別に、文部科学省において自ら国会の審議内容を記載した文書を作成し保存する必要性が生

じることは想定されるものではない（なお、同法は、平成28年5月に、超党派の議員立法により改正法案が提出された後、同月、同改正法案が可決・成立しているが、本件開示請求は同年3月になされており、同改正法案提出前の案件である。）。

以上を踏まえ、本件請求内容に対し、国会において作成し、国会のWEBサイトから文部科学省においてダウンロードし保有していた本件会議録を特定したこと、本件会議録以外には本件請求内容に該当する文書を保有していないことは、いずれも何ら不自然な点はないと考える。

イ 本件審査請求を受け、念のため関係部署において、改めて執務室及び書庫及び共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文部科学省が保有する本件請求内容に該当する文書は本件会議録（本件対象文書）のみである旨の上記（1）の諮問庁の説明に不自然・不合理な点があるとはいえず、他に文書が存在するとすべき事情も認められない。

また、探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 付言

(1) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、本件開示請求は、平成28年3月8日付けで行われ、処分庁は、平成29年3月16日付けで原処分を行ったことが認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 平成28年4月4日付けで処分庁から開示請求者に対して「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」とする文書を送付し、同月22日までの返答を求めたが、開示請求者から返答がなかった。

(イ) 処分庁においては、請求内容について開示請求者に対し、書面により開示内容の確認を依頼していたが、開示請求者からは特段の回答がない一方、開示請求者が来省して請求内容に関する協議を行う機会が複数回あったことから、不開示となる見込みである案件についてはその旨を伝え、文書を特定する見込みである案件についてはあらかじめ当該文書について知らせる等によって、開示請求者の請求の正確な意図の確認とそれを踏まえた対応に努めたが、結果として開示請求に対する決定をできずにいた。

(ウ) 文部科学省では、行政文書開示請求における求補正・補正ともに、書面による提出をもって補正の申出として判断しているところ、本件については、書面による確認を依頼していたが、その内容から必ずしも法4条2項の規定による「補正」を行っていたとはいえず、法10条に即した場合、月日の経過期間という点では、通じて343日間と考える。

これは、請求内容に関する協議を行う機会があったという事情によるものである。

イ 開示決定等の期限については、法10条1項において、開示決定等は補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内になければならない旨規定されている。

諮問庁の上記アの説明によれば、原処分は、書面による開示内容の確認依頼後も開示請求者と協議の機会があったことから、開示請求者の請求の正確な意図の確認とそれを踏まえた対応に努めたが、その内容から必ずしも法4条2項の規定により「補正を求めた場合」とはいえないものであったとのことであり、開示請求があった日から原処分まで343日間を要したことを踏まえれば、本件に係る開示請求への対応は、法10条1項の趣旨等に照らし、不適切なものであるといわざるを得ない。

処分庁においては、今後、法の制度趣旨を十分に理解した上で開示請求に係る事務の適切な遂行が望まれる。

(2) 本件は、審査請求から諮問までに約6年11か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とは到底いえず、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応をすべきである。

#### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

- 1 本件請求文書  
発達障害者支援法に係る国会審議の内容が記載されている文書
  
- 2 本件対象文書  
第171回国会参議院厚生労働委員会会議録第2号